

平成 18 年 4 月 3 日

出来高部分払方式 実施要領

1 目的

部分払における出来高部分払方式（以下「本方式」という。）は、支払の回数が少なく間隔が長く、工期末にまとめて設計変更案件の精算を行う現行方式から、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

2 対象工事

工事請負業者選定事務処理要領（昭和 41 年 12 月 23 日付け建設省厚第 76 号）第 3 に規定する工事種別において、同第 1 号から第 3 号まで及び第 9 号から第 17 号までに属する工事のうち地方整備局長が認めるもので工期が 180 日を超えるものに係るものとする。

3 設計・積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

4 入札・契約

1) 公告等及び入札参加希望者への周知

各発注者は、次の内容を記載することにより入札参加希望者に周知するものとする。

①公告等への記載

以下に該当するものに、☐ 内の文を記載するものとする。

- | | |
|--------------|----------------|
| 一般競争入札の場合 | : 入札公告及び入札説明書 |
| 公募型指名競争入札の場合 | : 揭示及び技術資料作成要領 |
| 工事希望型競争入札の場合 | : 送付資料 |

(記載例)

(○) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

②特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の ☐ 内の文を記載するものとする。

(記載例)

第○条 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

2) 部分払の回数

①本方式の実施にあたっては、請負者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の請求が可能のように、工事請負契約書第37条に必要事項を記入するものとする。なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で請負者が工種や工区の区切りなどにも留意しながら請求することができるものである。

②工事請負契約書第37条第1項の部分払請求の上限回数について

部分払請求の上限回数＝工期／90（端数切捨てとする。）

③国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約の工事請負契約書第41条第3項の部分払請求の上限回数について

各会計年度の部分払請求の上限回数＝各会計年度の工期／90（端数切捨てとする。）

ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が4になる場合を除き、上限回数に1を加える。

5 前払金の扱い

工事請負契約書第34条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。

1) 前払金の範囲

請負者は、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができるものとする。

※国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請負契約書第40条によるものとする。

2) 前払金の支払方法

本方式による場合は、以下の条項を用いるものとする。

工事請負契約書

（前払金）

第34条 乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を甲に請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により請求された前払金額が請負代金額の10分の2に相当する額を超えるときは、甲は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払うものとする。

4 乙は、前項の規定により前払金の支払がされた場合において、第1項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金の支払を受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、甲又は甲の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上（ただし、工期270日以下の工事については、61日以上）経過していなければならない。この場合において、甲又は甲の指定する者は、乙の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を乙に通知しなければならない。ただし、工事着手時に

において、工事請負契約書第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

5 甲は、前項の認定の結果を乙に通知した以降、同項の規定による前払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に第1項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。

6 乙は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の10分の4に相当する額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項から第5項までの規定を準用する。

7 乙は、請負代金額が著しく減額された場合においては、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の10分の5に相当する額を超えるときは、乙は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第37条又は第38条の規定による支払をしようとするときは、甲は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

8 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、乙は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、乙は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5に相当する額を差し引いた額を返還しなければならない。

9 甲は、乙が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.4パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

※国債に係る契約の場合、工事請負契約書第40条第1項文末に下記条文を追加する。

「また、工事請負契約書第34条第4項の（ ）内の「工期270日以下の工事」は「国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事」に読み替えるものとする。」

(保証契約の変更)

第35条 乙は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求しようとする場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

2 乙は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。

3 乙は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

3) その他

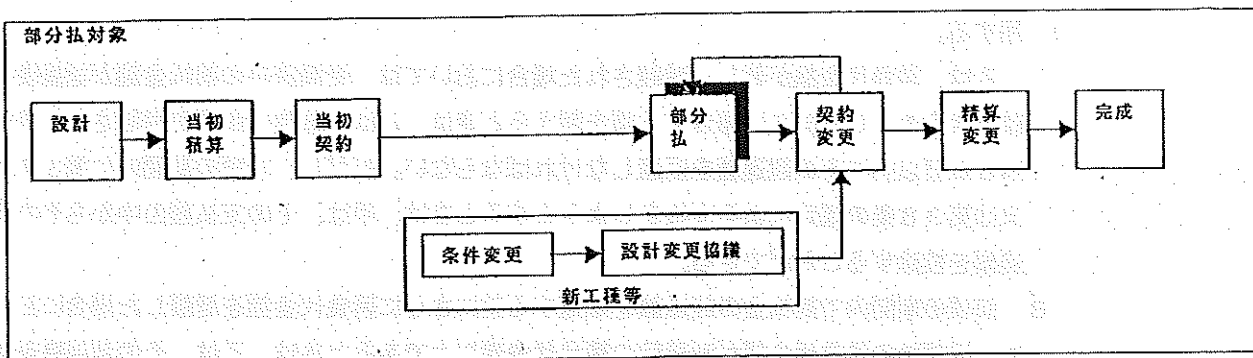
前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙1～4を参考として実施するものとする。

6 部分払

1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第37条第1項により行うものとする。この場合において、工事量の変更が予定されるものは当該変更工事量を対象とし、単価又は一式工事費に変更が予定されるもののうち変更増となるものは元の単価又は一式工事費によりそれぞれ出来高を確認するものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。



2) 工事出来高報告書等の作成（請負代金相当額の算出）

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

※請負代金相当額の算出方法（一般的な工事）

請負代金相当額＝（A＋B＋C＋D）＊請負代金額

A：直接工事費の出来高比率

B：共通仮設費の出来高率は、直接工事費の出来高比率を工事費構成比に乗じて算出するものとする。

C：現場管理費の出来高率は、純工事費の出来高比率を工事費構成比に乗じて算出するものとする。

D：一般管理費の出来高率は、工事原価の出来高比率を工事費構成比に乗じて算出するものとする。

3) 下請業者への支払に対する指導

発注者は請負者に、一次下請業者に対する工事代金の支払は、速やかに現金又は90日以内の手形で行うよう指導するものとする。

現場説明書等の指導事項への記載

現場説明書等の指導事項に、以下の 内の文を記載するものとする。

（記載例）

（○）一次下請業者への支払について

一次下請業者に対する工事代金の支払は、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

7 設計変更協議および契約変更

1) 設計図書の中に契約条件となる施工条件を明示し、その内容に変更が生じた場合は、発注者・請負者協議により適切に対応するものとする。また、明示されていない施工条件、明示事項が不明確な施工条件に

についても工事請負契約書の条項に基づき、発注者・請負者協議が行えるものである。

2) 指示・協議の段階で、その都度、契約変更の対象であるか否かを双方で確認するものとする。

3) 契約変更については従来どおりとし、設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものについては、工期の末に行うことにより足りるものとする。

(注) 軽微な設計変更に伴うものとは、次に掲げるもの以外のものをいう。

イ 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

ロ 新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込金額又はこれらの変更見込金額の合計額が請負代金額の20% (概算数量発注に係るものについては25%) を超えるもの

なお、契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

8 監督

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

9 検査

1) 検査職員

検査職員 (又は検査官) (以下「検査職員等」という。) の任命は従来どおりとする。ただし、同一工事における各検査 (既済、完済、完成、中間技術) (以下「各検査」という。) の検査職員等の任命に当たっては、検査の重複を極力避けるため、できる限り同一の検査職員等を任命するものとする。

2) 検査の実施

①既済部分検査

既済部分検査は、「既済部分検査技術基準 (平成18年4月3日付国官技第1-3号)」によるものとし、当該検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としないものとする。

なお、検査の実施に当たっては「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について (平成10年11月27日付け建設省技調発第227号)」及び「中間技術検査の積極的活用について (平成7年3月28日付け建設省技調発第62号)」に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の促進の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

- ・検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- ・既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- ・既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を請負者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
- ・既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについては、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- ・検査実施時点において、コンクリートの品質確認のため、4週強度試験結果の確認が通常必要と考え

られる場合において、検査時点で4週強度試験結果がでていないときは、1週強度試験結果等から4週強度結果を推定した資料等により検査を行うことができるものとする。

- ・既済部分検査等においては、完成写真部分の提出は、検査の当日ではなく、後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。
- ・既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出対象とするものの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- ・品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- ・監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

②完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

③中間技術検査

中間技術検査は、「土木工事技術検査基準について」（平成18年3月31日付国官技第283号）によるものとする。

なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化が図られる。

10 引渡し

検査職員が完成検査により工事の完成を確認した後、工事目的物の引渡しを受けるものとする。

11 その他

発注者および請負者は、本方式の主旨を十分踏まえつつ、本方式の円滑な実施に努めることとする。

別紙ー1

平成 年 月 日

官署支出官等 殿

請負者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

前払金請求書

¥400,000,000.-

ただし、平成〇年度 ○〇〇〇工事

請負代金額 ¥1,000,000,000.-

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第34条第3項及び第5項の規定に基づき受領いたします。

※別紙ー2は2割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。

別紙ー3については、本工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であること、もしくは、工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合、並びに国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）していることについて、甲又は甲の指定する者に認定を受け、認定通知書を受理したのち、直ちに発注者に提出すること。

※前払金請求書（全体請求書40%以内）は契約原本として保管。別紙ー2及び3は、支払に使用。

※前払金保証書は1枚とする。（2回保証書をつくる必要はない。）

別紙－２（４割以内の前払金請求書とともに提出）

平成 年 月 日

官署支出官等 殿

請負者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

前払金請求書（Ⅰ）

¥ 200,000,000.-（工事請負契約書第34条第3項の請求金額）

ただし、平成○年度 ○○○○工事

請負代金額 ¥ 1,000,000,000.-

に対する前払金

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口座 名義			

別紙-3 (出来高認定書受理後に提出)

平成 年 月 日

官署支出官等 殿

請負者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(印)

前払金請求書 (Ⅱ)

¥200,000,000.- (工事請負契約書第34条第5項の請求金額)

ただし、平成〇年度 〇〇〇〇工事

1 請負代金額 ¥1,000,000,000.-

2 前払金請求額 ¥ 400,000,000.-

3 受領済前払金額 ¥ 200,000,000.-

4 未受領前払金額 ¥ 200,000,000.-

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口座 名義			

平成 年 月 日

契約担当官等 殿

請負者

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

出来高 認定請求書 工事期間

1. 工 事 名 平成〇年度 〇〇〇〇工事

2. 工 事 場 所

3. 請負代金額 ¥1,000,000,000.-

4. 工 期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

上記の工事について、工事請負契約書第34条第4項の要件を具備しておりますので、
認定されるよう請求します。

(注意) 出来高認定資料(出来高報告書、履行報告書等)を添付すること。

(請負代金額の10分の2以上の場合)

工事工程表を添付すること。(工期121日以上経過(ただし、単年度工事の工期が270
日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合、並
びに国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過)の場合)

認 定 通 知 書

上記工事について認定したので通知する。

平成 年 月 日

請負者 殿

(契約担当官等の官職指名) 印